

JR東海労なごや

2011年6月10日 No 849
JR東海労名古屋地方本部
発行者：山田哲也
編集者：堀部肇

勤務時間外の浴室利用禁止反対！

東海鉄事管内の運輸区職場で、6月1日より「勤務時間外の入浴利用を原則禁止する」との掲示が張り出されました。ふざけたことに、禁止する理由は、一切書かれていないのです。

その内容は、『アケでの浴室利用は禁止。ただし、①箇所長の許可を前提に、異常時などで寝る前に風呂に入れなかったり、②人身事故などで汚れる作業をした時、③その他箇所長が必要と認めた場合は、シャワー室の利用は認める。』というものです。

そもそも、睡眠時間が短い中で、睡眠時間確保のために風呂に入れず、アケで風呂に入ろうとしてもダメ、夏の暑い日に、アケの日の勤務時間が長く、汗だけで仕事を終えても風呂にはいるな！シャワー室の利用は許可を取れなどということは、乗務員だけに犠牲を押しつけるものです。見栄えが大切だからスーツで出勤を強要しておきながら、汗くさいまま帰れとは、矛盾しているのではないのでしょうか？

アケで、なぜ風呂に入れられないの？

この掲示が出されてから多くの職場で、会社のやり方に多くの不満が声が上がっています。「ついにここまで来たか。どうしようもない会社だ。」「節約するために、乗務員だけバカをみるのか。」などなど。

寝る前に列車が遅れ、風呂に入れなかったにもかかわらず、アケでシャワー室の利用を申告したところ、拒否されたという話も聞こえてきています。

私たちJR東海労は、こうした会社のやり方は認められません。他労組の皆さん「浴室利用禁止反対」の声を共に、あげていこうではありませんか！！

